



2025年1月10日

各 位

A b a l a n c e 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 岡 田 竜 介
(コード番号：3856 東証スタンダード)
問 合 せ 先 : IR・経 営 企 画 副 室 長 内 田 晋
電 話 : 0 3 - 6 8 1 0 - 3 0 2 8 (代 表)

決算期（事業年度の末日）変更及び定款一部変更の件に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年2月21日に開催予定の臨時株主総会で現行定款の事業年度変更に係る議案が承認される事を条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行う事を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、現在毎年7月1日から翌年6月30日までの1年間としておりますが、当社グループは営業収益の多くを海外子会社にて獲得しており、今後も海外を中心に事業展開を進めていく方針です。そこで、海外子会社各社の決算期に近接させることで、グローバルな事業運営の円滑化を図り、経営情報の適時性及び透明性を一層向上させることを目的として、自社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までに変更することといたしました。

2. 決算期変更の内容

現 在 : 毎年6月30日

変更後 : 毎年3月31日

決算期変更の経過期間となる第26期は2024年7月1日から2025年3月31日までの9カ月間となる予定です。

3. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第26期事業年度（2024年7月1日から2025年3月31日まで）の連結業績予想につきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(事業年度) 第40条 当社の事業年度は毎年<u>7月1日</u>から 翌年<u>6月30日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>6月30日</u>とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>12月31日</u>とする。</p> <p>3 【記載省略】</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(事業年度) 第40条 当社の事業年度は毎年<u>4月1日</u>から 翌年<u>3月31日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3月31日</u>とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>9月30日</u>とする。</p> <p>3 【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>(第26期事業年度の期間)</u> 第1条 <u>第40条の規定にかかわらず、第26期事 業年度は、2024年7月1日から2025年 3月31日までの9カ月とする。</u></p> <p><u>(第26期事業年度の中間配当の基準日)</u> 第2条 <u>第42条第2項の規定にかかわらず、第 26期事業年度の中間配当の基準日は、 2024年12月31日とする。</u></p> <p><u>(附則の有効期間)</u> 第3条 <u>前二条及び本条は、2025年3月31日ま で有効とし、同日の経過をもって削除す る。</u></p>

5. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 (予定) 2025年2月21日 (金曜日)

定款変更の効力発生日 (予定) 2025年2月21日 (金曜日)

以 上